

江別市キャッシュレス決済導入業務 基本仕様書

令和7年6月

江別市会計課

1. 業務名

江別市キャッシュレス決済導入業務

2. 業務目的

本業務は、江別市（以下、「市」という。）の証明発行窓口での諸証明書等の交付・閲覧などにかかる手数料の支払いに関して、キャッシュレス決済端末及びセミセルフ型POSレジ等（以下、「キャッシュレス決済端末等」という。）を導入し、決済手段の多様化による市民サービスの向上と窓口の事務効率化による職員の負担軽減を一体的に推進することを目的とする。

3. 履行期間

（１）初期導入 契約締結後から令和７年９月３０日まで

キャッシュレス決済端末等については、令和７年９月１９日までに導入するものとし、設置後から９月３０日までの期間に、運用開始に向けて、設置したキャッシュレス決済端末等の稼働テスト・操作研修を行うものとする。

（２）指定納付受託業務や保守、利用料に係る契約について

利用開始日（令和７年１０月１日を予定）から令和８年３月３１日までとし、単年度ごとの契約とする。

4. 履行場所及び設置機器等

（１）江別市役所戸籍住民課（江別市高砂町６番地）

キャッシュレス決済端末・セミセルフ型POSレジ（各１式）

（２）江別市役所市民税課（江別市高砂町６番地）

キャッシュレス決済端末（１台）

（３）江別市役所大麻出張所（江別市大麻中町２６番地の４）

キャッシュレス決済端末・セミセルフ型POSレジ（各１式）

5. 業務の内容

戸籍・住民記録・印鑑登録および税務に係る証明書交付発行手数料および閲覧手数料の公金収納におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託業務を実施する。

また、それらに必要なキャッシュレス決済端末等の調達と設置及びデータ集計システムの提供等を実施する。

6. 要求仕様

6－１. キャッシュレス決済端末の調達

（１）１台でクレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。

- (2) 利用者の控え、市の控えの発行及び指定納付受託者へ送付が必要な場合はクレジット会社の控えの発行が可能であることが望ましい。
- (3) 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。
- (4) 決済誤り等発生時に返金に係る取消処理等が容易に行えること。
- (5) 利用者のクレジットカード等の支払い方法については、1回払いなど特定の支払い回数を設定できること。
- (6) 6-2で導入するセミセルフ型POSレジ端末と連動可能であること。
- (7) 設置場所及び台数
 - 戸籍住民課 1台
 - 市民税課 1台
 - 大麻出張所 1台

6-2. セミセルフ型POSレジの調達

- (1) セミセルフ型POSレジはPOSレジ、ディスプレイ、バーコードリーダー等を一式とし、自動釣銭機、レシートプリンタ、キャッシュレス決済端末と連動して使用でき、データを収集し記録・集計できること。
- (2) POS（販売時点情報管理）は、公金収納の場において、その公金収納に関する情報（証明書名、料金、納付日時など）を決済処理単位で収集・記録し、それに基づいて公金収納や保管現金を管理するためのシステムをいう。
- (3) POSレジは、利用者及び収納窓口職員の双方にとって操作性が良いこと。
- (4) 市税等納付書の指定バーコードの読み取りが可能であり、納付書金額を打ち込むことなく処理が可能なこと。
- (5) 設置場所について、各設置場所のカウンター周辺を想定しているが、省スペース化の配慮や、構成する機材を分散して配置することが可能であること。加えて、決済端末本体やケーブル・付属機器等がカウンターや周辺における事務作業の妨げにならないデザインとなっていること。
- (6) インターネット通信は、通信の安定を確保するため、庁舎内のインターネット回線（有線LAN）を利用すること。
- (7) POSレジには、手続等の必要な情報について、市と協議のうえ、受託者が納品時までに事前登録すること。また、納品後は、窓口職員が自ら更改ができること。
- (8) 集計された公金収納情報は、POSレジ設置部署において証明書種別、現金や各キャッシュレス等の決済種別、収納年月日、有料・公用・免除の区分別に集計が可能であり、CSV形式等のデータで出力することが可能であること。
- (9) 支払い方法によって領収書と支払明細書の出力を分けることができること。
- (10) 公金収納情報は、抽出や集計・分析管理が容易にできること。
- (11) 設置場所及び台数

戸籍住民課	1 台
大麻出張所	1 台

6-3. レシートプリンタの調達

- (1) キャッシュレス決済完了後、手数料等の種類、合計金額及び決済手段のわかる明細（以下「レシート」という。）の発行ができること。なお、レシートには、設置箇所の名称、手数料等の名称を任意の文字等に変更ができること。また、レシート出力枚数を柔軟に変更できることが望ましい。

(2) 設置場所及び台数

戸籍住民課	1 台
大麻出張所	1 台
市民税課	1 台（必要に応じて提案すること）※6-5 参照

6-4. 紙幣・貨幣自動釣銭機の調達

- (1) 令和6年7月発行の新紙幣に対応が可能なこと。今後、紙幣や貨幣の新規発行が行われ、自動釣銭機の改修等が必要となる場合には、市と協議のうえ対応を決定する。
- (2) 自動釣銭機は、操作が簡易であるとともに、入出金情報についてPOSレジと連動できるものであること。また、キャッシュレス決済端末やPOSレジのディスプレイに支払額、自動釣銭機への投入金額及び釣銭が表示されること。
- (3) 自動釣銭機は、機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、POSレジと現金残高情報を共有できること。
- (4) 自動釣銭機は、職員が指示する額の出金ができ、その出金データ（日時及び金額）を管理できること。
- (5) 釣銭の取忘れ防止機能があること。

(6) 設置場所及び台数

戸籍住民課	1 台
大麻出張所	1 台

6-5. POSレジアプリ

- (1) 市民税課へ導入するキャッシュレス決済端末1台について、証明書種類、決済種類（現金、キャッシュレス）、収納年月日、有料・公用・免除の区分別等を集計管理できるPOSレジアプリをインストール・設定し設置すること。
- (2) キャッシュレス決済端末単独でレシートが発行できるよう必要に応じてレシートプリンタ等の付属機器を提案すること。
- (3) 設置場所及び台数
- | | |
|------|---------|
| 市民税課 | 1 ライセンス |
|------|---------|

6-6. 作業マニュアル

(1) 以下のマニュアルを市へ納入すること。

- ①POSレジに関する操作手順
- ②POSシステムのデータ集計、分析管理に関する操作手順
- ③キャッシュレス決済端末に関する操作手順
- ④その他必要と思われるものを添付すること。

(2) マニュアルは、誰もが理解できる内容であること。

(3) 書類（紙媒体）は、A4判両面を原則とし、日本語表記のものを提出すること。

(4) 書類（電子媒体）は、ファイルフォーマットがMicrosoft Office又はAdobe Readerに対応できるデータ形式とする。

(5) 以下の場所に納品すること。

戸籍住民課	紙媒体	1式
市民税課	紙媒体	1式
大麻出張所	紙媒体	1式
会計課	電子媒体	1式

7. 指定納付受託業務

7-1. 指定納付受託業務の対象となる収入

表. 令和6年度証明書等に係る手数料の収納件数・収納金額（部署別）

部 署	件 数	金 額
戸籍住民課	61,050件	23,916,200円
市民税課	11,555件	5,652,700円
大麻出張所	17,012件	6,408,850円
合 計	89,617件	35,977,750円

7-2. 指定納付受託方法

(1) 市は、本業務を受託した者（以下、「受託者」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による江別市の指定納付受託者に指定する。

(2) 納付方法は、指定納付受託者が一括し指定口座に振り込むこと。なお、手数料は市への納入金から差し引きせず、請求により支払う方式であること。

(3) 指定納付受託者は、キャッシュレス決済による交付手数料等を、契約書で定める集計期間ごとに集計し、契約書で定める期日までに、本市指定の口座に納付すること。

ただし、納付期限が金融機関の休日等の場合は、納付期限を金融機関の翌営業日まで延長することができる。

(4) 上記（3）に定める集計期間は1カ月以内とする。

7-3. 指定納付受託の取り扱い決済ブランド

- (1) 決済方法ごとに、次に掲げる取り扱い決済ブランド（以下、「ブランド」という。）に対応するものが望ましい。
- (2) 運用開始後の決済方法及びブランドの追加について対応が可能であること。
- (3) キャッシュレス決済の開始に伴い、必要となるクレジットカード発行会社、電子マネー発行会社、コード決済提供会社等への届出は、受託者において行うこと。

決済方法	対応ブランド数
クレジットカード	VISA、JCBを含む3種類以上
電子マネー（非接触型ICカード）	WAON、Kitaca 等の全国相互利用対応交通系IC カード(PiTaPaは除く)を含む5種類以上
コード決済	PayPay、楽天ペイ、d払い、auPayを含む5種類以上

7-4. キャッシュレス決済手数料

- (1) 指定納付受託者は、契約書で定める集計期間毎に納付した交付手数料等の集計を行い、当該交付手数料等に、契約書で定めるキャッシュレス決済手数料率を乗じて得た金額をキャッシュレス決済手数料として、設置場所ごとの明細を添えて、本市に請求するものとする。
- (2) 原則として、市は指定納付受託者からの請求に基づき、キャッシュレス決済手数料を支払うものとする。

8. キャッシュレス決済端末等の導入・運用要件

8-1. 導入作業

- (1) キャッシュレス決済端末等の導入にあたっては、窓口決済業務に十分な知識と経験のある責任者又は担当者を配置すること。
- (2) キャッシュレス決済端末等の導入にあたっては、市が示した期限内に円滑に作業を完了させるため、事前に計画・準備を行い、納品前に必ず現地調査を行うとともに、市担当者と設置場所等を確認したうえで導入すること。
- (3) 契約後に市の担当者と協議し、速やかに作業スケジュールを作成のうえ、市の了解を得ること。
- (4) キャッシュレス決済端末等の導入にあたっては、各構成品が一体となって正常に稼働する状態で設置・納入し、各機器の連動に必要な設定及び調整を行うこと。
- (5) 納品は、納入期限までの日にちで市が指定する日に行うため、閉庁日（土曜日、日曜日又は祝日）においても納品対応が可能なこと。
- (6) 本稼働開始前に本番環境下でテストを実施すること。

8-2. 保守対応

- (1) ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。
- (2) キャッシュレス決済端末等の導入後における安定的な稼動と運用を図るため、運用管理、障害対応・復旧・分析、年度更新、システムのアップグレード作業、ヘルプデスク対応などの運用支援を行うこと。
- (3) 受付時間は平日9時から17時までを必須とする。（開庁（業務）時間は8時45分から17時15分までであり、必須時間の前後の時間帯の対応が可能な場合は提案書で明らかにすること。）
- (4) 障害発生時の対応とその連絡方法など、サポート体制を明確にすること。

8-3. 職員操作研修

- (1) 納品時等の市が指定する日時に、職員に対しきめ細かな機器等の操作研修を実施すること。また、障害発生時の対処方法及び各種集計業務等の研修を行うこと。
- (2) 実施スケジュール及び実施方法については、市と受託者で協議のうえ決定する（契約締結日から機器設置及び研修を含め、運用までスケジュールの日程を示すこと）。

8-4. 補足事項

- (1) 本業務で調達する機器等は、新品とすること。
- (2) 導入窓口において、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため取扱いのアクセプタンスマークを受託者の負担により掲示すること。

9. 保守・利用料

- (1) 対象期間
利用開始日（令和7年10月1日を予定）から令和8年3月31日まで
- (2) 利用サービス項目
 - ①キャッシュレス決済端末等利用料（アプリを含む）
 - ②キャッシュレス決済端末等機器の保守費用
 - ③その他必要とするもの
- (3) 令和7年度の契約の満了後も、キャッシュレス決済端末等の保守業務、キャッシュレス決済に係る契約を締結し、使用することも想定されることから、今回の履行期間において必要となる保守費・利用料のほか、令和8年4月から継続して使用する場合は保守料や利用料などかかる費用についても提案書にて明らかにすること。

10. 機密の保持

10-1. 機密保護・個人情報保護

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に

利用してはならない。このことは、本契約履行後又は契約を解除された場合においても同様とする。

(2) 上記(1)の事項に違反し、市又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。

(3) 本業務の遂行のために市が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の目的に使用しないこと。また、これらの資料及びデータ等は、契約終了までに市に返却すること。

10-2. 権利の帰属

納入成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれている場合、受託者は当該著作権等の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと。

10-3. 瑕疵担保責任

本業務の契約期間中に、正当な理由無く要求した性能水準に達していないことが判明した場合及び設計ミス等による不良が判明した場合には、市と協議のうえ、無償で改良すること。

ただし、不具合部分のみ修正することとし、不具合の改良のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更しないこと。

11. その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、市と受託者で協議して決定する。